

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

社会教育委員
公民館運営審議会委員
文化財審議会委員

」

を

「

社会教育委員
文化財審議会委員

」

に、

「

公民館長	非常勤の者	月額	65,500円以内
三丘徳修館長	非常勤の者		
勝間ふれあいセンター所長	非常勤の者		
保育園長	非常勤の者	月額	159,000円以内

」

を

「

市民センター所長	非常勤の者	月額	65,500円以内
保育園長	非常勤の者	月額	159,000円以内

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
職名	区分	支給額	職名	区分	支給額
(略)			(略)		
固定資産評価審査委員会委員	日額	5,900円	固定資産評価審査委員会委員	日額	5,900円
(略)		(日額の報酬を受け る者で委員長若しく は会長の職にある者 は、この表に定める 報酬日額に500円を 加えた額とする。)	(略)		(日額の報酬を受け る者で委員長若しく は会長の職にある者 は、この表に定める 報酬日額に500円を 加えた額とする。)
社会教育委員			社会教育委員		
公民館運営審議会委員			文化財審議会委員		
文化財審議会委員			(略)		
(略)			(略)		
(略)			(略)		

現行				改正案			
公民館長	非常勤の者	月額	65,500円以内	市民センター	非常勤の者	月額	65,500円以内
三丘徳修館長	非常勤の者			所長			
勝間ふれあい センター所長	非常勤の者			保育園長	非常勤の者	月額	159,000円以内
保育園長	非常勤の者	月額	159,000円以内	(略)			
(略)							